

広域避難対策に関する申し入れ

現在、関西広域連合では、新しい原子力災害対策指針、防災基本計画、関係府県の地域防災計画との整合を図りながら、広域的な原子力災害対策の検討を進めている。

原子力災害対策指針のもと、新たに原子力災害対策重点区域として「原子力施設から概ね30km」を目安にUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を関係府県が設定することとなり、関係府県・市町村はこの範囲の住民を対象に、地域防災計画の下に、万一府県域を越える広域避難が必要となった場合に円滑にこれを実施できるよう、事前に広域避難計画を作成しておく必要がある。

広域避難対策は、UPZを概ね30kmという広域で設定することになったことに伴う、これまでなかった新しい課題である。関係府県は手探りで検討を進めているが、避難先の確保にはじまり、避難手段の確保、避難経路の確保、避難時のスクリーニング及び除染体制の確保、災害時要援護者への対応等々、多くの課題に直面している。原子力規制委員会・原子力規制庁はもとより、関係府省庁との連携なくては、実効性のある広域避難計画の作成は困難である。

先般、国が設置した「広域的な地域防災に関する協議会」には、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府に加え、当連合も、オブザーバーとして参画している。同協議会では、今後、ワーキンググループを設置して広域避難の検討を進めることとされ、国から当連合に対し、広域避難の調整について協力要請があった。

もとより広域連合は、その設立趣旨に照らし、こうした課題に対する責務を担っており、積極的に対応していく。

については、実効性のある広域避難計画の策定に向け、広域避難対策のワーキンググループを運営するなかで、下記の事項について、迅速かつ適切に方針を提示されるとともに、関係府省庁横断で一丸となって対応されるよう申し入れる。

記

1 避難手段の確保 [規制庁、国交省]

多数の住民を一時に大量に避難させる必要が生じる可能性があることに備え、交通事業者との事前の協議・調整が不可欠であるため、以下を求める。

- ・ バス、鉄道等の交通事業者に対する協力要請を行うとともに、関係事業者による協力の取りまとめを行うこと。
- ・ 事業者が安心して活動できる環境整備として、運転士等の従業員の安全確保のための基準を早期に策定すること。
- ・ 緊急時に国も積極的に関与する形で移動手段の確保が行われるよう、連絡調整の体制や手順等をあらかじめ整備すること。

- ・ 災害時要援護者の迅速な避難が実施できるよう、自衛隊の協力を得ること。また、病院・社会福祉施設等の緊急搬送車両の整備を促進すること。

2 避難経路の確保 [規制庁、警察庁、国交省]

高速道路を主要な避難経路としても使うことが想定される。渋滞を抑制するためには、道路、特に高速道路の通行規制が必要である。また、避難途上でスクリーニングを行う必要があるため、その実施場所として高速道路の SA/PA 等を活用することが考えられる。このため、以下を求める。

- ・ 道路管理者に対する協力要請を行うとともに、道路管理者による対応の取りまとめを行うこと。
- ・ 交通規制や避難誘導に係る警察への協力要請を行うこと。

3 スクリーニング実施体制の整備 [規制庁]

多数の住民及び車両を対象に、避難途上で大規模なスクリーニング及び除染を行う場合に、周辺地方公共団体の協力が必要になると考えられるため、以下を求める。

- ・ 国や関係機関でスクリーニング要員育成研修事業を実施すること。
- ・ 国の財政負担でスクリーニング資機材を適切に配備すること。

4 モニタリング情報の活用 [規制庁]

広域避難措置は基本的にモニタリング結果に基づき実施される。避難時期や避難方向を迅速かつ適切に判断するためには、モニタリング結果を広域避難措置に有効に活用できる体制の整備が必要であるため、以下を求める。

- ・ 関係地方公共団体及び広域連合が避難実施に当たって活用できるよう、国が一元的に収集・分析するモニタリング情報を簡易に閲覧できる仕組みを整備すること。
- ・ 緊急時は、常設の観測網を補うため可搬型モニタリングポストを活用することになっているが、確実なモニタリングを実施するためには、常設の観測網の充実を図る必要がある。UPZ外の区域も含めて、常設のモニタリングポストが広域的に適切に配置されているかを確認し、必要な追加配置を行うこと。

5 SPEEDI等による予測情報の活用 [規制庁]

避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあることから、SPEEDI等による予測情報が不可欠であると考えられる。このため、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

6 災害時要援護者への対応 [規制庁、厚労省]

災害時要援護者、特に入院患者、施設入所者について、受入先の確保、移動手手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を、国として早急に示すこと。

7 避難所及び仮設住宅建設用地の確保 [規制庁]

広域避難者を受け入れる自治体においては、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及びその施設等の使用について積極的に対応すること。

8 原子力災害対策指針の早期改定 [規制庁]

原子力災害対策指針の中で今後の検討課題となっている「プルームの影響を考慮したPPAの導入」「UPZ以遠での安定ヨウ素剤の投与の基準等」については、特に広域的な影響が懸念されるため、時期を定めて早急に検討を行い、指針を改定すること。

9 国による財源の確保 [規制庁]

上記の事項に基づき、人員配置を含め、避難体制を整備するための費用については、国において確実に確保すること。

平成25年3月2日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三 (兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸 (和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子 (滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二 (京都府知事)
委 員	松 井 一 郎 (大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治 (鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門 (徳島県知事)
委 員	門 川 大 作 (京都市長)
委 員	橋 下 徹 (大阪市長)
委 員	竹 山 修 身 (堺市長)
委 員	矢 田 立 郎 (神戸市長)